㈢　課税対象会計年度

内国法人の各対象会計年度を課税対象会計年度とする。（地方法人税法第七条関係）

㈣　課税標準

各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額を課税標準とし、課税標準特定法人税額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額とする。（地方法人税法第二四条の二関係）

㈤　税額の計算

特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額に九〇七分の九三の税率を乗じて計算した金額とする。（地方法人税法第二四条の三関係）

㈥　申告及び納付等

(1)　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、税務署長に対し、当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準特定法人税額その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。（地方法人税法第二四条の四関係）

(2)　電子情報処理組織による申告の特例等について、基準法人税額に対する地方法人税の規定に準じて所要の規定を設ける。（地方法人税法第三条、第二四条の五、第二四条の六及び第二四条の八関係）

(3)　(1)の申告書を提出した内国法人は、当該申告書の提出期限までに、特定基準法人税額に対する地方法人税を国に納付しなければならない。（地方法人税法第二四条の七関係）

㈦　罰則

罰則について必要な規定を定める。（地方法人税法第三三条及び第三四条関係）

2　通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の課税事業年度終了の日である場合におけるその通算子法人のその確定の日の属する課税事業年度の確定申告書の提出期限をその課税事業年度終了の日の翌日から二月以内とすることとした。（地方法人税法第一九条関係）

四　相続税法の一部改正関係

1　相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前七年以内（改正前三年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産（以下「加算対象贈与財産」という。）の価額（加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあっては、当該財産の価額の合計額から一〇〇万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとした。（相続税法第一九条関係）

2　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、相続時精算課税に係る贈与税の課税価格から六〇万円を控除するとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、当該控除をした残額とすることとした。（相続税法第二一条の一一の二、第二一条の一五及び第二一条の一六関係）

3　更正をすることができないこととなる日前六月以内に相続税について更正の請求がされた場合において、当該請求に係る更正に伴い当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者に係る相続税の課税価格等に異動を生ずるとき（当該請求が当該他の者について更正決定等をすることができないこととなる日前六月以内にされた場合に限る。）は、当該相続税に係る更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定等に伴う加算税の賦課決定は、当該請求があった日から六月を経過する日までにすることができることとした。（相続税法第三六条関係）

4　調書の提出義務者のうち電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、調書の書面による提出に代えてその調書に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき所轄税務署長の承認等を不要とすることとした。（相続税法第五九条関係）

五　登録免許税法の一部改正関係

福島国際研究教育機構を非課税法人の範囲に加えることとした。（登録免許税法別表第二関係）

六　消費税法の一部改正関係

1　輸出物品販売場において免税購入された物品について、税務署長の承認を受けないで譲渡又は譲受けがされたときは、当該物品を譲り受けた者は、当該物品を譲り渡した者と連帯してその免除に係る消費税額に相当する消費税を納付する義務を負うこととした。（消費税法第八条関係）

2　適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める旨の届出書を一定の期間内に納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の末日の翌日にその登録は効力を失うこととした。（消費税法第五七条の二関係）

3　売上げに係る対価の返還等の金額が少額である場合として一定の場合には、適格返還請求書の交付義務を課さないこととした。（消費税法第五七条の四関係）

4　消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく就労選択支援のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外することとした。（消費税法別表第二関係）

5　福島国際研究教育機構を消費税法別表第三法人に加えることとした。（消費税法別表第三関係）

七　印紙税法の一部改正関係

1　福島国際研究教育機構を非課税法人の範囲に加えることとした。（印紙税法別表第二関係）

2　独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第一五条第二項第三号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加えることとした。（印紙税法別表第三関係）

八　国税通則法の一部改正関係

1　㈠　公示送達制度について、次の見直しを行うこととした。（国税通則法第一四条関係）

公示送達は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を税務署その他の行政機関の掲示場に掲示し、又は公示事項をその行政機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

㈡　公示事項のうち「送達すべき書類の名称」を「送達すべき書類を特定するために必要な情報」とする。

2　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税の納税義務は、対象会計年度の終了の時に成立することとした。（国税通則法第一五条関係）

3　一定の電子情報処理組織を使用する方法による国税（法定申告期限と同時に法定納期限が到来するもの（輸入品に係る申告消費税等を除く。）に限るものとし、源泉徴収等による国税を含む。）の納付の手続が法定納期限に行われた場合（その税額が一定の金額以下である場合に限る。）において、一定の日までにその納付がされたときは、その納付は法定納期限においてされたものとみなして、延納及び附帯税に関する規定を適用することとした。（国税通則法第三四条関係）

4　納税の猶予の申請に係る事項の調査について、税務署長等は、その調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、その申請者の帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせ、又はその調査において提出された物件を留め置かせることができることとするとともに、納税の猶予の不許可事由について、これに伴う所要の措置を講ずることとした。（国税通則法第四六条の二関係）

5　加算税制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　無申告加算税の割合（改正前一五パーセント（納付すべき税額が五〇万円を超える部分は二〇パーセント）について、納付すべき税額（その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに申告、更正又は決定前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額を控除し